

## 核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）

2017年7月7日に国連で加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成により採択された核兵器禁止条約は、2021年1月22日に発効し、9月現在、56の国と地域が批准している。また、来年開かれる締約国会議には、スイス、スウェーデン、フィンランドの3か国がオブザーバー参加の意向を表明し、ドイツも参加の方針を示すなど、核のない世界をめざす動きは着実に前進している。

締約国に対し核兵器の開発、実験、生産、製造、保有、貯蔵、使用または使用の威嚇などを違法化し、核兵器に「悪の烙印」を押す画期的な中身を持つ国際条約である。

同条約では、「あらゆる核兵器の使用がもたらす破壊的で非人道的な結末を深く憂慮」し、「あらゆる核兵器の使用は武力紛争の際に適用される国際法の諸規則、とくに国際人道法の諸原則及び諸規定に反していることを考慮」すること、核兵器使用の被害者と核実験の被害者にもたらされた「容認し難い苦しみと損害」に留意することとしている。

しかし、日本政府は、「核保有国と非核保有国の橋渡しをする」と主張を変えず、同条約を批准しない立場を取り続けている。岸田首相は国会で「核抑止力論」を強調し、核兵器禁止条約を批准しない方針を示している。広島・長崎両市長が求めた締約国会議へのオブザーバー参加にも否定的な姿勢である。日本政府のこうした態度は極めて重大であり、国内外から失望と批判の声が相次いでいるのも当然である。

日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准することこそ「唯一の戦争被爆国」としての責任をはたし、核兵器のない世界の実現を加速することとなる。

よって政府において、すみやかに署名、批准することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年 月 日

茨城県議会議長 常 井 洋 治

（提出先）

内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣  
衆議院議長  
参議院議長